

三 監 第 7 4 号
平成 3 0 年 7 月 2 0 日

請 求 人 ● ● ● ● 様

三田市監査委員 島 康 雄

同 森 本 政 直

住民監査請求監査の結果について（通知）

平成 3 0 年 5 月 2 4 日付で收受しました地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 4 項の規定により標記監査を実施しましたので、この結果を別添のとおり通知します。

第3 請求の受理

平成30年5月24日付で収受した職員措置請求書（住民監査請求書）（以下「本件措置請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員会議において審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を満たしているとして、同年6月6日付でこれを受理しました。

また、自治法242条第1項において、住民監査請求に際して添付しなければならないこととされている事実を証する書面として、請求人から下記の書面が提出されました。

- ・ 地番参考図（平成28年8月撮影航空写真）
- ・ 建築計画概要書（●●●●●●●●●●の建物に関するもの）
- ・ 現場写真（●●●●●●●●●●の建物に関するもの）

第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

1 監査の対象部署

経営管理部歳入推進室税務課

2 監査の期間

平成30年5月24日から同年7月13日まで

3 監査の実施方法

(1) 請求人からの陳述の聴取等

自治法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を平成30年6月28日に実施したところ、請求人が出席され、陳述及び下記の書面が証拠として提出されました。

なお、その際、関係職員を立ち合わせました。

- ・ 公文書部分公開決定通知書（平成30年5月28日付三消第265号の2、●●●●●●●●の防火対象物に対する査察結果通知書）

(2) 関係職員からの陳述の聴取等

自治法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を平成30年6月28日に実施したところ、経営管理部長、同歳入推進室税務課長、同副課長、同課長補佐、同資産税係長が出席され、陳述されました。

なお、その際、請求人を立ち合わせました。

また、請求人からの主張に対する関係職員からの説明等を記載した書面（以下「本件説明書」という。）が平成30年6月18日及び7月4日に提

出されました。

4 監査対象

請求人からの本件措置請求書及び請求人からの陳述の内容から本件監査請求は、当該期間に担当課で実施されている地方税法第416条に基づく家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行い、平成28年8月に撮影された航空写真と照らしあわせたところ、本件建物が課税されていない事実を把握し、担当課職員に個別具体的に指摘したが担当課職員は現地調査する意志がないこと及び所有者不明であるため賦課していないことを説明するだけで課税に向けた取り組みをせず、市長は課税を怠った。このため賦課期日切れに至り、固定資産税を徴収出来ない状態を生じさせたとして、市長は速やかに本件建物を現地調査し、所有者の特定及び評価計算した上で適切な課税を行うことを求めるものであると解し、これを監査対象としました。

なお、請求人が担当課職員に課税されていないことを指摘した際の対応は市民を愚弄するような行為であるので、市長は綱紀粛正のため担当課職員を厳正な懲戒処分にするを強く求めることについては、非財務会計行為に係る請求であり、財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とはならないことから自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象事項とはしないこととしました。

第5 監査の結果

本件監査請求について、自治法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

1 事実確認

監査対象に係る事実について、請求人からの本件措置請求書、請求人の陳述、請求人から提出された証拠、関係職員からの本件説明書、関係職員の陳述、監査委員による調査に基づき、下記のとおり確認しました。

(1) 固定資産税の概要と市における賦課徴収事務の実務等について

ア 固定資産税の概要

固定資産税は、賦課期日である1月1日現在の固定資産課税台帳に登録している土地、家屋及び償却資産を所有する者に対し、その土地等が所在する市町村が課税する地方税で、所有者が、資産の評価額に応じて負担する税である。税額は、市町村が、固定資産の評価の基準等を定めた固定資産評価基準によって価格を決定し、それを基に課税標準額を算定した後、課税標準額に一定の税率を乗じて算定される。市町村は、この税額等を記載した納税通知書を納税者に交付することにより、賦課しています。

イ 固定資産税の賦課徴収に関する法令の規定

固定資産税は、地方税法及び三田市市税条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、下記のとおり賦課徴収することとされています。

- (ア) 市は、固定資産である土地、家屋及び償却資産に対し、固定資産税を課する（地方税法第5条第2項第2号、第341条及び第342条、条例第3条）。
- (イ) 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。一～四十四 略（地方税法第348条第2項）。
- (ウ) 市は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない（地方税法第341条及び地方税法第380条第1項）。
- (エ) 固定資産税は、賦課期日である1月1日現在の登記簿又は固定資産課税台帳に所有者として登記又は登録されている者に対し、100分の1.4の税率で課する（地方税法第343条第1項、同条第2項、同条第3項、第350条第1項、第359条及び条例第54条、第61条、第62条、第66条）。
- (オ) 市は、登記所から土地または建物の表示に関する登記の通知を受けた場合、遅滞なく、当該土地または家屋についての異動を土地課税台帳または家屋課税台帳に記載等しなければならない（地方税法第382条）。
- (カ) 固定資産税の納期は4期に分かれ、本市における第1期の納期限は5月31日である（地方税法第362条第1項及び条例第67条第1項）。
- (キ) 固定資産税の賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができず、固定資産税を徴収する権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する（地方税法第17条の5第5項及び第18条第1項）。
- (ク) 固定資産の実地調査は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない（地方税法第408条）。
- (ケ) 市は、固定資産税の納税者がその納付すべき当該年度の固定資産税に係る家屋について家屋課税台帳等に登録された価格と当該家屋が所在する市内の他の家屋の価格とを比較することができるよう、毎年4月1日から、4月20日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか

遅い日以後の日までの間、家屋価格等縦覧帳簿又はその写しを当該市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない（地方税法第416条）。

(コ) 固定資産の価格等の登録がなされていないこと又はその価格等に重大な錯誤があることを発見したときは、類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は価格等を修正し、固定資産課税台帳に登録し、納税義務者に通知しなければならない（地方税法第417条第1項）。

(サ) 地方税に関する調査について必要があるときは、関係機関に、参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる（地方税法第20条の11）。

ウ 固定資産税の賦課事務の実務

市は、担当課において固定資産税の賦課事務を行っている。担当課には、固定資産税の課税標準額算定のため固定資産課税台帳が備えられており、賦課期日である1月1日現在に、登記簿または固定資産課税台帳に所有者として登記または登録されているものに対し、100分の1.4の税率で課税している。その通知は、例年5月に、税額等の記載された納税通知書を納税者へ送付することにより行っている。固定資産税の納期は4期に分かれており、第1期の納期限は5月31日としています。

エ 未課税分が判明した場合の固定資産税の取扱い

地方税法第417条第1項に基づき、固定資産課税台帳に固定資産の価格を登録した旨の公示の日以後における価格の決定又は修正については、固定資産の価格等の登録がなされていないこと又はその価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないよう価格等を決定し、又は決定された価格等を修正しなければならないとされている。この場合においては、決定された価格等は、遅滞なく納税義務者に通知するものとなっている。未課税又は課税誤りが判明した場合には、現地調査を行い、課税の適正化に努めることとなっています。

オ 固定資産税・都市計画税の賦課に係る時効

更正・決定等を行うにあたっては期間の制限が設けられており、固定資産税に係る賦課決定は法定納期限（第1期の納期限）の翌日から起算して5年を経過した日以後においてはすることができない旨が示されており、それ以前の賦課分については課税漏れが判明しても課税することができないこととなります。

カ 官公署等への協力

地方税法第20条の11に基づき、地方税に関する調査について必要があるときは、参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は、提供その他の協力を求めることが出来る旨が示されており、徴税吏員は、地方税に関する調査資料として、建築に係る情報を関係部署に対して提供の依頼を行い、建築確認の申請情報を収集しています。

キ 守秘義務

担当課職員の守秘義務は一般法として地方公務員法第34条「秘密を守る義務」が規定され、特別法として地方税法第22条「秘密漏えいに関する罪」が規定されています。

(2) 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧に係る手続き等について

ア 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を希望する場合、納税者は固定資産課税台帳閲覧申請書兼縦覧申請書（以下「縦覧申請書」という。）に申請者の住所、フリガナ、氏名及び納税義務者の住所、フリガナ、氏名等必要事項を記載した上で、運転免許証等により本人確認がなされ、縦覧される手続きとなっています。

イ 平成29年度の縦覧申請書について、請求人は2枚の縦覧申請書を記載したと主張されていますが申請書の有無について担当課が調査したところ請求人に係る縦覧申請書は存在していませんでした。

ウ 平成30年度の縦覧申請書において、4月5日、同月16日、同月20日に請求人が●●地区の家屋価格等縦覧帳簿を閲覧・縦覧申請した縦覧申請書が担当課の調査により確認されました。

(3) 本件措置請求書に添付された地番参考図及び現場写真について

ア 請求人は当該期間に本件措置請求書に添付された地番参考図と家屋価格等縦覧帳簿を照らしあわせ、本件措置請求書に添付された現場写真をもって個別具体的に担当課職員に指摘したと主張されていますが、この地番参考図の右上端には平成29年12月6日との印字がありました。担当課にこの位置に印字される日付を確認したところ、地番参考図が印刷された日を表すものでありました。

イ また、本件措置請求書に添付された現場写真は三田市消防本部消防署東分署の職員が作成した現場写真ですがその右上端には平成29年11月11日との印字がありました。

(4) 請求人が当該期間に本件建物について課税されていないことを個別具体的に指摘したことについて

ア 担当課の調査では、平成29年度及び30年度に担当課資産税係に在

2 判 断

上記のとおり確認した事実を踏まえて、下記のとおり判断しました。

(1) 課税を怠る事実について

ア 請求人の主張による課税を怠る事実について

請求人からは、当該期間に担当課で実施されている家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行い、平成28年8月に撮影された航空写真と照らしあわせるところ、本件建物が課税されていない事実を把握し、担当課職員に個別具体的に指摘したが担当課職員は現地調査する意志がないこと及び所有者不明であるため賦課していないことを説明するだけで課税に向けた取り組みをせず、市長は課税を怠ったとの旨の主張がなされています。

それについて、次のとおり判断しました。

(ア) 縦覧について

家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を希望する場合、納税者は縦覧申請書に必要事項を記載し、本人確認がなされた上で縦覧行為ができる手続きが採用されており、請求人の主張では当該期間に2枚申請書を記載したと主張されていますが、担当課の調査結果では平成29年度の縦覧申請書には請求人に係る縦覧申請書が存在していませんでした。

しかし、請求人からは申請手続きもなく、閲覧（縦覧）できたとの主張がありますが、事務手続き上、原則としてあり得ないことで、例えば、1日において2度に亘る閲覧（縦覧）を一定の時間をあけて希望された場合に2度目の閲覧（縦覧）というような特別な場合にのみ生じるものであり、通常の場合、申請行為を行わなければ縦覧はできないと解するのが妥当であると判断しました。

したがって、当該期間に縦覧された事実はないと判断しました。

(イ) 地番参考図と現場写真について

地番参考図の右上端には平成29年12月6日との印字があり、担当課に確認したところ、印刷された日を表すものであり、現場写真にも右上端に平成29年11月11日との印字がありました。

請求人は当該期間に本件措置請求書に添付された地番参考図と家屋価格等縦覧帳簿を照らしあわせ、本件措置請求書に添付された現場写真をもって個別具体的に担当課職員に指摘したと主張されていますが、地番参考図と現場写真に印字された日付は当該期間を超えていることからこの期間を超えてから作成されたものと解するのが妥当であると判断しました。

したがって、当該期間に指摘された事実はないと判断しました。

(ウ) 当該期間における請求人から個別具体的な指摘について

担当課の調査によれば、平成29年度及び平成30年度に担当課資産税係に在籍していた職員全員に聴き取り調査したところ、平成29年度において請求人から具体的な地番、建物所在地を示されて質問された職員は存在していなかったとの説明がありました。

請求人からの主張と上記(ア)及び(イ)を照らしあわせると当該期間において請求人から個別具体的な指摘は無かったと解するのが妥当であると判断しました。

したがって、当該期間における請求人から個別具体的な指摘がされた事実はないと判断し、請求人の主張による課税を怠る事実は無かったと判断しました。

イ 請求人の主張によらない課税を怠る事実について

(ア) 平成30年2月から3月頃の請求人からの照会について

担当課の説明では、課税されていないものを把握してから課税されるまでの期間は概ね1ヶ月程度から1ヶ月程度余りが必要ということから鑑みると、仮にこの時期に請求人から個別具体的な指摘があれば、平成30年度の法定納期限（平成30年5月31日）までに課税することができる可能性がありました。

本件建物が平成25年1月1日以前から課税要件を満たし、非課税の対象でなかった場合（以下「課税要件等を満たしている場合」という。）、地方税法第17条の5第5項の規定により平成25年度分から課税することができることとなります。

しかし、平成30年度の法定納期限を過ぎて課税した場合では、同様に平成25年1月1日から課税要件等を満たしている場合には同法同条同項の規定により、平成26年度分からの課税となり、その差1年度分が課税できない状態となります。

これについては、前述のとおり、本件建物は課税台帳に登載されていないものであるものの、担当課から課税要件を充足するかの判断は、現地調査を実施した後に判断されるため、事実確認できないとの回答があり、陳述において、詳細は地方税法に基づく守秘義務に基づき、第三者に情報を提供することになるため、回答は控えるとのことから、本件家屋が課税要件を満たすか否かの説明がなされず、非課税要件についても同様の対応であったため、そもそも課税対象となるものかについての判断ができず、課税を怠る事実の有無について判断できませんでした。

